

◆ 不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為(判断)とは異なる行為(判断)を言います。
法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合が対象になります。

2023年 1月24日にパフォーマンス向上会議で審議された不適合は、下記のとおりです。

区分 I: 該当なし

区分 II: 該当なし

区分 III: 該当なし

その他: 3 件

NO.	号機等	不適合件名	グレード	発見日
1	4号機	低電導度廃液系原子炉建屋付属棟サンプ(B)液位検出スイッチ(G11-LS-010B)において、サンプポンプの運転確認中に液位が低い位置では当該液位検出スイッチは動作せず、低い位置までサンプ(B)の液位が低下し、「R/B付属棟LCWサンプ(B)液位高/低」の警報発生と、サンプポンプの自動停止が認められたため、当該液位検出スイッチを点検・修理。	GIII	1月23日
2	1・2号廃棄物処理設備	高電導度廃液系シール水タンク出口導電率計(P33-CIT069)において、「高電導度廃液系シール水ポンプ出口導電率高」の警報が発生したため手分析を実施したところ導電率は $6.2 \mu\text{S}/\text{cm}$ であった。しかし、記録計の指示値は $10.3 \mu\text{S}/\text{cm}$ であったことから、当該導電率計の不良が認められたため、当該導電率計を点検・修理。	GIII	1月23日
3	3・4号廃棄物処理設備	高電導度廃液系加熱器(C)凝縮水導電率計(P33-CE507C)において、当該導電率計取付部から水の滴下が認められたため、当該導電率計取付部を点検・修理。 なお、高電導度廃液系濃縮器(C)を停止したことにより水の滴下は停止した。 高電導度廃液系濃縮器は3系統あるため、濃縮器(C)を停止しても残り2系統で廃液処理ができることから、廃棄物処理設備の運転に影響はない。	GIII	1月20日